

個人情報^の域外移転に関する
下位規則制定の最新動向
(2022年8月時点)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、西村あさひ法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

「個人情報保護法」¹の関連法令として、2022年6月30日に、「[個人情報域外移転標準契約規定（意見募集稿）](#)」（以下、「標準契約規定（草案）」）および同月24日に「[ネットワーク安全標準実践指南 個人情報域外移転処理活動安全認証規範](#)」（以下、「安全認証規範」）が公表されました。

「個人情報保護法」では、個人情報の域外移転の要件として、個人情報主体への告知と個別の同意の取得に加え、(ア)「ネットワーク情報部門による安全評価に合格」、(イ)「標準契約の締結」、(ウ)「専門機関による認証取得」、(エ)「法律、行政法規または国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件」のいずれかの手続きが必要である旨規定しています（38条、39条）（本稿1.にて後述します）。

これら要件のうち、(ア)については2022年9月1日施行の「データ域外移転安全評価弁法」²において、重要データや個人情報を域外へ提供する際の「安全評価手続き」が示されました。

また、(イ)「標準契約の締結」については、意見募集稿段階ではあるものの、「標準契約規定（草案）」が公表され、(ウ)「専門機関による認証取得」についても、「安全認証規範」が公表されたことで、それぞれ手続きの方向性が一定程度示されました。

本稿では、「標準契約規定（草案）」および「安全認証規範」を参照し、今後、日本企業が個人情報の域外移転に関する実務を行う際に影響を受けうるポイントをご紹介します。

1. 個人情報の域外移転の要件と手続き

上述のとおり、個人情報の域外移転のためには、以下表中（ア）～（ウ）のいずれかの手続きを行う必要があるとされています。なお、上述の（エ）「法律、行政法規または国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件」を満たすことでも可能とされていますが、本稿執筆時点（2022年8月）においてそのような法律規定は具体的に定められていない状況です。

	適用場面	手続きの概要	関連規定 2022年8月時点
(ア) ネットワ ーク情報 部門によ る安全評 価への合 格	以下のいずれかに該当する 場合。 Ⅰ.重要データを域外に提供 する場合 Ⅱ.重要情報インフラ運営 者または100万人分以上の 個人情報を取り扱うデータ 取扱者が、個人情報を域外 に提供する場合	本頁の脚注2を参照	データ域外移 転安全評価弁 法 (2022年9月 1日施行)

¹ 「個人情報保護法」の詳細は、「[個人情報保護法の概要](#)」および「[個人情報保護法の実務上のポイント](#)」を参照。

² 「データ域外移転安全評価弁法」の詳細に関しては、ジェトロの特集ウェブサイト「[新たな局面を迎える安全保障管理](#)」の「[専門家による政策解説【中国】](#)」コーナーにて、別途、解説記事を掲載。

	<p>Ⅲ.前年1月1日から起算し累計で10万人分以上の個人情報または1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供したデータ取扱者が、個人情報を域外に提供する場合</p>		
<p>(イ) 標準契約 の締結</p>	<p>以下をすべて満たす場合。 Ⅰ.重要情報インフラ運営者に該当しない Ⅱ.取り扱う個人情報が100万人分未満 Ⅲ.前年1月1日から起算し域外に提供した個人情報が累計で10万人分未満 Ⅳ.前年1月1日から起算し域外に提供した機微な個人情報が累計で1万人分未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護影響評価を実施。 ・その後、個人情報取扱者と域外の受領者との間で個人情報の取扱いに関する標準契約を締結（ネットワーク情報部門が提供する雛形に基づく）。 ・標準契約発効後、10営業日以内に、省級ネットワーク部門に届け出る。 	<p>「標準契約規定（草案）」 (2022年6月30日公表)</p>
<p>(ウ) 専門機関 による 認証取得</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合。 Ⅰ.多国籍企業または同一経済実体・事業実体の子会社または関連会社間の個人情報の域外移転 Ⅱ.「個人情報保護法」3条2項で規定された同法の域外適用を受ける以下の場合 ・国内の自然人に対する製品もしくはサービスの提供を目的とする場合 ・域外において域内の自然人の行為を分析し、評価する場合 ・法律・行政法規の定めるその他の事由がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関による個人情報保護の認証を取得する。 <p>※認証の基準、手続きの詳細は示されておらず現時点では不明。 ※情報取扱者と域外の受領者との間で拘束力のある文書の合意、組織的管理の実施、個人情報保護機関の設置、規則の制定、影響評価の実施が要求されており、これら要求を満たすことが認証の条件となると考えられる。</p>	<p>「安全認証規範」 (2022年6月24日公表)</p>

(ア)「ネットワーク情報部門による安全評価への合格」の手続きに関しては、本稿では詳しく触れませんが、重要データや規定数を超える個人情報の取扱者などに対して、ネットワーク情報関連部門自らが安全評価を行うことから、(イ)および(ウ)と比較しても厳格な手続となるものと考えられています。

そのため、1.の表で示した(ア)の適用場面Ⅰ～Ⅲに該当しない場合には、通常の企業は(イ)「標準契約の締結」は(ウ)「専門機関による認証取得」の手続きを選択することが想定されます。

2. 標準契約の締結手続きについて（「標準契約規定（草案）」の内容より）

(イ)「標準契約の締結」は、個人情報取扱者と域外の情報受領者との間で契約を締結する形となるため、(ア)～(ウ)の中で最も任意に選択しやすい方法となるとの見方もされてきました。

しかしながら、2022年6月30日に公表された「標準契約規定（草案）」では、届出の手続きが必要とされ、かつ、域外の情報受領者が中国政府機関の監督管理を受けることに同意する必要性（後述の標準契約規定の別紙3条12項）なども規定されております。こうした内容を踏まえすと、当初の想定と比較して企業にとっての負担は必ずしも軽くないとの見方もできます。

「標準契約規定（草案）」の主な内容については、以下のとおりです。

(1) 適用対象

標準契約の締結により個人情報を域外に提供できる要件としては、1.の表中(イ)で示した要件Ⅰ～Ⅳを全て満たす必要があります（「標準契約規定（草案）」4条）。

(2) 手続きの流れ

「個人情報保護法」でも規定されているとおり、「個人情報保護影響評価」を実施する必要があります（「個人情報保護法」55条4項、「標準契約規定（草案）」5条）。

「個人情報保護影響評価」について、重点評価項目が規定されていますが（「標準契約規定（草案）」5条）、特に以下(i)～(iii)の点は、専門的な知識が必要であり、かつ、域外の情報受領者の義務、技術、域外の個人情報保護法が関連するため、実務的な実現方法の検討を早期に進めることが推奨されます。

- i. 域外の情報受領者が負担することを承諾した責任義務、および責任義務を履行するための管理、技術措置、能力等が域外移転の対象となる個人情報の安全性を保障することができるか（同条3項）
- ii. 域外移転後の個人情報に係る漏えい、毀損、改ざん、濫用等のリスクに関し、個人が個人情報の権益を維持・保護するためのルートが円滑であるか（同条4項）
- iii. 域外の情報受領者の所在する国・地域の個人情報保護政策・法令が標準契約にどのような影響を及ぼすか（同条5項）

その後、標準契約の効力発生日から 10 営業日以内に所在地の省レベルのネットワーク情報部門に届出を行わなければなりません (7 条)。この際に、標準契約と影響評価報告を出すこととなります (7 条)。

(3) 手続き上の主な留意点

次に、「標準契約規定 (草案)」の別紙「個人情報域外移転標準契約」(以下「契約雛形案」)において示された内容のうち、特に留意すべき点について紹介します。

i. 仲裁および裁判管轄

「契約雛形案」において、適用法令は中国の関連法令とされています (「契約雛形案」1 条等)。よって、標準契約については中国法に基づいて権利義務を履行する必要があることとなります。

また、裁判管轄のうち、仲裁については、中国の仲裁委員会のほか、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」の構成員である仲裁機構も選択することができるとあります。ただし、訴訟であれば法により管轄権を有する中国の裁判所を管轄裁判所にするものとされています (「契約雛形案」9 条 5 項等)。

ii. 約定

「契約雛形案」においては、詳細の内容は、契約の付属文書「個人情報域外移転説明」で定められることになっています。当該「説明」においては、個人情報の主体、伝送目的、個人情報の数量、個人情報の類型、受領者、伝送方法、越境後の保存期間と保存場所を記載することが求められます (「契約雛形案」前文および付属文書 1)。

実務的には保存期間、場所、受領者等をどの程度抽象的に記載することが許されるかについて継続して注視する必要があると思われます。

iii. 域外受領者の義務

上述の 2.(2)i～iii のほか、域外の情報受領者が負う主な義務としては次のものが挙げられます (「契約雛形案」3 条)。

- ・ 個人情報主体からの要求を受けた場合に本契約の写しを提供しなければなりません (なお、知財権に関わる記載部分等は隠すことが認められています) (同条 1 項、2 項)。
- ・ 保存期間は、取扱目的の実現に必要な最短期間とされています。当該保存期間を超える場合には、個別の同意を取得しない限り、個人情報(全てのバックアップを含む)について、削除または匿名化処理を行う必要があります。個人情報取扱者の委任を受けて個人情報を取り扱う場合には、削除または匿名化の後、関連監査報告を個人情報取扱者に提供する必要があるとされています (同条 4 項)。
- ・ 効果的な技術・管理措置対応、アクセス制限ポリシーの構築、最小限のアクセス、データ操作権の設定が求められます (同条 5 項)。
- ・ 第三者提供について、第三者と共に連帯責任を負うことが必要となります (同条 7 項)。

- ・ 個人情報の取扱い活動について記録を少なくとも 3 年間保存し、関連法令の要求に従い、関連記録書類を中国の監督管理機関に提出する必要があります（同条 11 項）。
- ・ 中国の監督管理機関による監督管理を受けることに同意し、必要な行動を既に講じている旨の証明を提供する必要があります（同条 12 項）。

これらのうち、特に、中国の監督管理機関に対して、個人情報の記録を提出する点については、日本の親会社等が中国の監督管理機関に関連情報の提出を求められることとなります。また、中国の監督管理機関による監督管理を受けることに同意し、必要な行動を講じている旨の証明を提出する必要があるとされている点についても、日本の親会社等が中国の監督管理機関から必要とされる措置を行うよう管理を受けることとなります。

したがって、中国政府から必要以上に情報の提供を求められることがないか、いわゆるガバメントアクセスに関する疑念が解決されるまで、標準契約の締結を躊躇する企業が少なくないことが想定されます。

(4) その他の留意点など

「標準契約規定（草案）」10 条では、いかなる組織または個人も、個人情報取扱者が本規定に違反することを発見した場合には、通報ができる旨を規定しています。例えば、違反の存在を知った従業員が、会社との労働紛争などに際して、違反の事実を当局に告発する旨を主張し、労働紛争を自身に有利な形に導こうとする事態の発生などが予期されます。

また、届出等の事務負担の軽減を図るうえで、当該標準契約の有効期間を長期間に設定するといった対応の有効性については、今後の実務の状況を注視することが推奨されます。

3. 専門機関による認証取得に関して（「安全認証規範」の内容より）

(ウ)「専門機関による認証取得」については、2022 年 6 月 30 日に「安全認証規範」が発表されました。しかしながら、認証取得に関する具体的な申請方法、認証の有効期間、適用対象の要件の詳細など不明な点は多く残されています。

今後、認証取得手続きに関するさらなる細則等の発表が待たれます。そのうえで、「標準契約規定」の正式公布に際して、それぞれの手続きの特徴と自社のビジネス形態を照らし合わせ、手続きの使い分けの方向性について検討することが望ましいと考えられます。

「安全認証規範」で示された主な内容とポイントは以下のとおりです。

(1) 適用対象と認証主体

安全認証の取得により個人情報の域外移転が可能となるのは、1.の表中（ウ）で示したとおり、以下のいずれかに該当する場合です（「安全認証規範」1 条）。

- I. 多国籍企業または同一経済実体・事業実体の子会社もしくは関連会社間の個人情報の域外移転
- II. 「個人情報保護法」3 条 2 項で規定された同法の域外適用を受ける以下の場合

- ・域内の自然人に対し、製品もしくはサービスの提供を目的とする場合
- ・域外において、域内の自然人の行為を分析し、評価する場合
- ・法律・行政法規の定めるその他の事由がある場合

また、認証主体（申請者）については、Ⅰ.の場合は、中国域内の当事者が、Ⅱ.の場合は、域外における情報取扱者が域内に設置した専門機構または代表者が、それぞれ認証主体となり、法的責任を負うと規定されています（2条）。

特にⅠ.に該当するグループ会社間などでの個人情報の域外移転に関しては、多くの日系企業が業務運営上で発生しうることから、注目されます。しかしながら、グループ会社内できりまとめた形での申請可否など、依然として手続きの詳細が不明確な点があります。

なお、(ア)「安全評価への合格」および(イ)「標準契約の締結」とは異なり、保有または域外提供する個人情報の数に応じた適用または非適用については、「安全認証規範」においては規定されていません。安全認証手続きが、保有または域外提供する個人情報の数などに関係なく利用可能な手続であるか否かは、現段階では不明な状況です。

(2) 個人情報取扱者と域外の個人情報受領者双方が負う義務

本項（3.（2））および3.（3）にて記載のとおり、「安全認証規範」では、個人情報取扱者および域外の情報受領者に対し、厳格な義務を負うことを求めているといえます。こうした義務は、企業にとってハードルが高いと感じられる側面は少なくないように思われます。

主に次のような義務が定められています。

- ・ 双方間で、法的拘束力および執行力を有する文書を締結し、当該文書に基づいて個人情報の域外移転を行う。当該文書には、当事者についての情報、域外移転の目的、個人情報の類型および範囲、保護措置の内容、域外受領者の個人情報保護水準が中国の関係法令に定める基準を下回らないこと、中国法の管轄を受け入れること等を記載しなければならない（「安全認証規範」4条1項、5条2項b）。
- ・ 双方がそれぞれにおいて個人情報保護責任者を指定し、個人情報保護機構を設置する（4条2.1項および2.2項）。
- ・ 双方間で、統一的な個人情報域外移転についての規則を定めて遵守する（4条3項）。
- ・ 個人情報主体に対し、情報の取扱者と域外受領者の基本的な状況、個人情報の域外移転の目的、類型および保存期間を告知した上で、個別の同意を取得する（5条2項a）。
- ・ 個人情報主体が自身の個人情報について、閲覧、複製、訂正、追加または削除を求めた場合には、適時対応するものとし、拒絶する場合には理由を説明する（同項c）。
- ・ 個人情報の漏えい等が生じた、または可能性が生じた場合には、直ちに救済措置を講じ、かつ、個人情報保護責任部門と個人に通知をする（同項e）。
- ・ 中国の認証機構による個人情報取扱活動の監督（質問への回答、検査を含む）を受ける（同項h）。
- ・ 中国の法律を遵守し、中国の司法管轄を受け入れる（同項i）。

なお、監督管理が中国政府の監督管理部門ではなく、認証機関とされている点については、中国政府より企業情報が取得されてしまうガバメントアクセスに対する懸念が少々低下するといった観点で評価できるように思われます。ただし、仮に認証機関の政府部門からの独立性が高くない場合には、実質的な差異がないとの評価も可能です。

(3) 個人情報取扱者が負う義務

事前に、個人情報保護影響評価を実施しなければならないとされています（「安全認証規範」4条4項）。

また、「域内の法的責任負担者は、個人情報主体による権利行使のために便宜を提供し、個人情報域外移転が個人情報主体の権益を害する状況が生じた場合には、法的賠償責任を負うことを承諾する」とされています（5条2項g）。本条項における「域内の法的責任負担者」は、主には、域外受領者に対し個人情報を提供する中国域内の個人情報取扱者が当たると解されます。

4. まとめ

「データ域外移転安全評価弁法」「標準契約規定（草案）」「安全認証規範」の公表によって、「個人情報保護法」38条で要求される個人情報の域外移転のための3つの手続きに関する情報が一定程度明らかになってまいりました。取り扱う個人情報の件数などで安全評価が課される場合を除き、自社にとって残る2つのいずれの手続きを選択するのが適当かなど、今後、日系企業の間でも議論が高まることが予想されます。

しかしながら、現時点で公表された手続きの内容をみると、いずれも企業にとって負担が多い手続きを例外なく求める内容であるといえます。特に、多国籍企業がグループ企業間で日常的に個人情報の域外移転を行う場合などでは、業務上の影響や負担が大きくなることが懸念されます。

上述のとおり、「安全認証規範」については、手続きの詳細について細則の公表が待たれる部分が多く残ります。「標準契約規定（草案）」も、あくまで意見募集稿の段階ではあるものの、認証取得に関する手続きとの比較では、標準契約の手続きに関するルール（案）のほうがより具体化されているといえます。したがって、まずは「標準契約規定（草案）」を参照し、同規定が正式公布・施行された際に標準契約を締結することを想定し、準備を進めながら、他方で安全認証の取得についても、手続きの詳細に関する情報収集を続け、両にらみで検討を進める対応が、今後多くなるのではないかと想定されます。

以上

西村あさひ法律事務所
野村 高志
東城 聡

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220025>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp